

会津坂下町の財務書類

(新地方公会計制度に基づく総務省方式改訂モデル
による財政状況の説明)

～平成27年度～

平成29年 1月

会津坂下町

目 次

I. 公会計改革と財務書類作成の意義	・・・1
II. 普通会計	
1. 貸借対照表	・・・3
2. 行政コスト計算書	・・・9
3. 純資産変動計算書	・・・15
4. 資金収支計算書	・・・16
5. 主要な会計方針	・・・20
6. 主な分析指標	・・・22
III. 連結会計	
1. 連結財務書類とは	・・・24
2. 連結会計の範囲	・・・24
3. 連結貸借対照表	・・・25
4. 連結行政コスト計算書	・・・25
5. 連結純資産変動計算書	・・・27
6. 連結資金収支計算書	・・・28
7. 主要な会計方針	・・・29
8. 主な分析指標	・・・30
9. 普通会計と連結会計の比較	・・・31
10. 連結内訳表	・・・37
IV. 参考資料	
用語解説	・・・44
会計間取引調査（相殺消去集計表）	・・・48
有形固定資産明細（昭和44年度以降）	・・・49
有形固定資産明細（昭和43年度以前）	・・・50
売却可能資産・資産（美術品等）台帳	・・・51

I. 公会計改革と財務書類作成の意義

1. 新地方公会計制度導入の目的

地方公共団体において財務書類を整備する目的については、「新地方公会計制度研究会報告書」（平成18年5月）の中で、「地方分権の進展に伴い、これまで以上に自由でかつ責任ある地域経営が地方公共団体に求められています。そうした経営を進めていくためには内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が不可欠である。」とされています。

また、財務書類を整備することにより

①資産・債務管理 ②費用管理 ③財務情報のわかりやすい開示 ④政策評価・予算編成・決算分析 ⑤議会における予算・決算審議 での利用が可能となります。

これらは、「説明責任の履行」と「財政の効率化・適正化」という観点から③財務情報のわかりやすい開示は、地方公共団体の説明責任の履行に資するものであり①資産・債務管理②費用管理④政策評価・予算編成・決算分析を関連付けし⑤議会における予算・決算審議での利用は、内部管理機能強化を通して最終的に財政の効率化・適正化を目指すものです。

①説明責任の履行

地方公共団体は、住民から徴収した対価性のない税財源をもとに行政活動を行っており、付託された行政資源について住民や議会に対する説明責任を有しています。

財務書類を作成・公表することにより財政の透明性を高め、その責任をより適切に果たすことができる。このことは、財政民主主義の観点から、財政の統制を議会にゆだねるだけでなく、住民も直接的に財政運営の監視に関与することが可能となります。

②財政の効率化・適正化

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、地方公共団体には、自らの権限において規律ある財政運営を行うことが求められています。

財務書類から得られる情報を資産・債務管理、費用管理等に有効に活用することによって財政運営に関するマネジメント力を高め、財政の効率化・適正化を図ることができます。

2. 財務書類整備の効果

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として「地域における行政を実施する団体」であり、住民に対して地方税を賦課徴収する一方、予算については議会の議決を経て定めることとされ、決算については議会の認定が必要とされています。

このような普通地方公共団体の会計処理は、現金の収支を基準とするいわゆる「現金主義」によっています。

これに対し企業会計において用いられる「発生主義」とは、現金の収支のみならず、すべての財産物品等の増減及び異動をその発生した事実に基づいて経理するものです。

①発生主義による正確な行政コストの把握

発生主義に基づき行政コスト計算書を作成することにより、経常経費（経常行政コスト）あるいは純経常費用（純経常行政コスト）として、減価償却費などの見えにくいコストを含めたフルコストを把握することができ、これを住民に対して明示するとともに、職員のコストに対する意識改革にもつながります。

②資産・負債（ストック）の総体の一覧的把握

貸借対照表を作成することにより、公正価値による資産評価がおこなわれ、地方公共団体がこれまでの行政活動により蓄積したすべての資産について、その評価額を含めたストック情報が明示されるとともに、資産形成に要した負債の額とあわせて見ることで、資産と負債（ストック）の総体を一覧的に把握することが可能となります。

③連結ベースでの財務状況の把握

普通地方公共団体と関係団体を総合した連結財務書類を作成することにより、公的資金等により形成された資金の状況、その財源とされた負債・純資産の状況、更には行政サービス提供に要したコストや資金収支の状況など、普通地方公共団体を中心とする行政サービス提供主体の財務状況を一体的に把握することが可能となります。